

大阪府条例第百二号

大阪府立漕艇センター条例の一部を改正する条例

大阪府立漕艇センター条例（昭和四十四年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表（第十一条関係）				別表（第十一条関係）					
区	分	単位	金額	区	分	単位	金額		
			通常				通常		
艇庫	エイト	生徒・学生	11,100円	艇庫	エイト	生徒・学生	10,700円		
			その他				14,200	生徒・学生	6,500
		フォア	生徒・学生			6,700	フォア		生徒・学生
			その他			8,900		生徒・学生	
		スカル	生徒・学生			5,300	スカル		生徒・学生
			その他			7,100		生徒・学生	
	オール	生徒・学生	100	オール	生徒・学生	100			
		その他	300			生徒・学生	100		
	貸艇	フォア	生徒・学生	900	貸艇		フォア	生徒・学生	900
				その他		1,400			生徒・学生
		スカル	生徒・学生	900		スカル	生徒・学生	900	
			その他	1,400				生徒・学生	1,300
審判艇		日	12,800	審判艇		日	12,000		
放送設備		日	10,100	放送設備		日	9,400		
水路用具		式	日	10,100	水路用具		式	日	9,800
		日	10,100	日			9,800		
		日	12,700	日			12,600		
トレーニング室		回	生徒・学生	300	トレーニング室		回	生徒・学生	300
			その他	400				その他	
温水シャワー		回	100	温水シャワー		回	100		
マイクソウカ			100	マイクソウカ			100		
区	分	単位	通常	区	分	単位	通常		
金額（略）				金額（略）					

室議会					室 息 休	
特別会 議室	第四会 議室	第三会 議室	第二会 議室	第一会 議室	その他	生徒・ 学生徒・
一日					間 一 時 室	
一三、一〇〇	八、一〇〇	五、五〇〇	八、一〇〇	八、一〇〇	一、二〇〇	七、一〇〇 円
(略)						

備考 (略)

室議会					室 息 休	
特別会 議室	第四会 議室	第三会 議室	第二会 議室	第一会 議室	その他	生徒・ 学生徒・
一日					間 一 時 室	
一三、七〇〇	八、一〇〇	五、三〇〇	八、一〇〇	八、一〇〇	一、一〇〇	七、〇〇 円
(略)						

備考 (略)

附 則

11の条例は、平成二十六年四月一日から施行する。